

記載例2 様式第7号 (刑事施設の長の上申の場合)

[無期刑受刑者の減刑の例]

調査書	
1 氏名及び年齢 ○ ○ ○ ○	犯時 52年 4月 上申時 62年10月
2 心身の状況 現在、高血圧、高血圧性心筋障害等で休養加療中であるが、病状は安定しており、日常生活は一人でできる状態である。知能は普通域にあると判定されている。性格は頑固で固執傾向が見られ、外向的で、支配的に振る舞おうとする。	
3 経歴及び行状 昭和〇〇年〇〇月〇〇県〇〇郡〇〇町で漁師をしていた父親の長男として出生し、中学校を卒業後漁業に従事。昭和〇〇年〇月には〇〇〇〇と結婚し、1男2女をもうけたが、昭和〇〇年頃から高血圧のため長男に漁業を任せて療養生活を送った後、昭和〇〇年〇月山林開発及び宅地造成等を目的とした有限会社〇〇興業を設立して、本件時まで同会社の代表取締役をしていた。 現在、上記病名により休養処遇中であるが、これまで職員に対する暴言で3回の懲罰を受けている。 面会や手紙のやり取りについては、長男家族のほか、会社を経営していた頃の知人や弁護士とも年数回なされている。	
4 家族の状況 長男 〇〇〇〇 (〇〇歳) 会社員 長男の妻 〇〇〇〇 (〇〇歳) 看護師 以上2名は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に居住しており、同所を帰住予定地、長男を引受人としている。本人に対する長男家族の感情は良好で、引受意思もあり、本人と手紙をやり取りしているほか、面会のためおおむね月1回来所している。 妻〇〇 (〇〇歳) は、本件後の平成〇年〇月に協議離婚し、現在は、本人の長女〇〇 (〇〇歳) と〇〇県〇〇市で同居している。本人の次女〇〇〇〇 (〇〇歳) は婚姻し、〇〇県〇〇郡〇〇町において家族と共に生活している。離婚した妻、長女及び次女との交流は現在までのところ認められない。 本人の父は平成〇年に、母は平成〇年にそれぞれ死亡している。	

5 資産及び生計並びに将来の生計方針

本人には、特に資産はない。引受人である長男は貸家2軒を経営し、かつ、夫婦で働いており、生計は安定している。長男は、本人が出所後は同居の上、本人を扶養する予定である。

6 犯時の職業及び生活状況

山林開発、宅地造成等を目的とした有限会社の代表取締役であったが、その経営は苦しく、運転資金は金融機関からの借入れによるものであり、借入金の返済に苦慮していた。また、競馬や競輪といったギャンブルにも傾倒し、毎月多額の金銭を消費するなど問題の多い生活状況であった。

7 犯罪の動機、原因及び概要

会社の経営が行き詰まることから、かねてから情交のあった被害者の妻と共に謀の上、被害者を殺害して同人の生命保険給付金を騙取することを企て、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、被害者と同人宅で飲酒して同人を酩酊させ、同人の妻の運転する自動車で犯行現場まで連れ出し、橋の欄干から誤って落ちたように見せ掛けて、本人が被害者を川に突き落として溺死させた計画的犯行である。

その後、共犯者が被害者の加入していた生命保険会社から死亡保険金1,000万円を騙取し、本人が600万円の分配を受けて消費した。

8 犯罪に関する参考事項

犯行後約4か月を経て、共犯者が取調べを受けて犯行を自供し、程なく本人も逮捕されたものである。詐取し、共犯者と分けた保険金は、自営していた会社の運転資金に充当したほか、ギャンブルなどの遊興費に消費した。

なお、事件発覚後、マスコミに大きく取り上げられ、社会の耳目をしょう動させた。

9 被害者及び社会の感情

被害者には兄弟のほか、子供が3人いるが、遺族らとの話合いは全くなく、弁償等もほとんどなされていないため、その感情は悪いものと思われる。また、生活環境調整状況通知書によると、本件犯行地に近い本人の帰住予定地の近隣感情としては、いまだ本件のことが忘却されていない様子である。

10 その他参考となる事項

共犯者〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）は、本件により懲役12年の刑

を言い渡され、平成〇〇年〇月〇〇日確定し、現在、〇〇刑務所に服役している。共犯者は、同人の妹の下を帰住予定地としているが、いまだ仮釈放を許すべき旨の申出はされておらず、また、仮釈放を許すか否かに関する審理は開始されていない。

本人の仮釈放を許すべき旨の申出をしておらず、また、仮釈放を許すか否かに関する審理は開始されていない。なお、本人は、平成〇年〇月〇〇日恩赦（減刑）の出願をしたが、平成〇年〇月〇〇日、中央更生保護審査会において恩赦不相当の議決がなされている。また、本人は、法務大臣に対する苦情の申出を4回、当所職員に対する告訴を3回行っている。

1.1 総合所見

本件は、被害者を殺害して生命保険金をだまし取ることを共犯者と企て、本人が主導的な役割を担い被害者を殺害したもので、犯行態様はこうかつで、極めて悪質なものであり、その結果も重大で、情状酌量の余地は認められない。

本人は、早期に出所して、家族と共に暮らすことを希望し、恩赦の出願に至っているが、これまで、被害者遺族に対して慰謝、慰靈の措置等を実施することなく推移しているなど、改しゅんの情は乏しいと認められ、遺族感情は厳しいものが予想される。

本人の前記情状等に照らし、仮釈放を許すべき旨の申出の時期及び仮釈放を許すか否かに関する審理の開始の時期のいずれも未定である現時点において、恩赦（減刑）を認めなければならない特別な事情はなく、本件恩赦は不相当であると思われる。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 〇〇刑務所長 ○ ○ ○ 印